

平成23年 6月 9日

近畿管内各府県 高圧ガス担当課 御中

中部近畿産業保安監督部近畿支部
保安課長 丸山力

高圧ガス容器の管理の徹底及び廃棄時の安全確保について（周知依頼）

平素は、経済産業省の保安行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近畿管内においては、昨年の9月、漁協の荷捌き場付近に放置されていた酸素容器が、容器下部の外面腐食により突然破裂して飛翔し、荷捌き場の天井に当たって天井の一部を破損させる、という事故が発生しました。また、今年2月には、廃棄物処理業者が酸素ガス容器を廃棄物置き場において廃棄処分する際、当該容器が倒れて腐食したバルブが抜けて容器が飛翔し、周辺施設の扉を破損させる、という事故が発生しました。

これら高圧ガス容器に係る事故は、一歩間違えば重大な人身災害となり得るものであり、その再発防止が強く求められるところです。

つきましては、下記のとおり、関係事業所、関係団体等に周知頂きますようお願い申し上げます。

記

高圧ガス販売事業者（高圧ガス容器所有者）に対する周知

- ・高圧ガス容器の管理をより一層徹底すること。特に、長期間返却されていない容器については、可能な限り所在の確認を行うこと。
- ・高圧ガスの販売先に対して、高圧ガス容器の所有者、危険性、取り扱い方法、返却時期、返却方法等の説明をより一層徹底すること。

高圧ガス容器の廃棄処分を行う事業者に対する周知

- ・高圧ガス容器の廃棄処分に当たっては、高圧ガス容器の危険性を認識するとともに、容器の所有者表示等、ガスの種類、残ガス圧力の有無（ガスが完全に抜けていること）等を確認し、安全を十分に確保すること。
- ・特に、残ガス圧力がある場合や、残ガス圧力の有無が判然としない高圧ガス容器については、高圧ガス関係機関等に連絡する等により安全を十分に確保すること。

以上